

別表第2（第5条関係）

○ 主観点数評価基準

評価項目	評価基準
① ISO認証取得	○ 前年の12月31日現在、ISO9001を認証取得している市内に本店を有する事業者（以下、「市内業者」という。）に10点、ISO14001を認証取得している市内業者に5点加点する。
② 建設人材育成への取組状況	○ 前年の12月31日現在、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」の「ゴールドランク」に認定されている場合に20点、「シルバーランク」に認定されている場合に15点、「ブロンズランク」に認定されている場合に10点、「岐阜県建設人材育成企業」に登録されている場合に5点加点する。ただし、重複しての加点は行わない。
③ SDGsの達成に向けた取組状況	○ 前年の12月31日現在、「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」の「ゴールドパートナー」に登録されている場合に10点、「シルバーパートナー」に登録されている場合に5点加点する。
④ 環境配慮状況	○ 前年の12月31日現在、自然工法管理士又はグリーンドクター（樹木医を含む。）である常勤の役員又は使用人が在籍している県内業者に1名につき2点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。
⑤ 障がい者雇用状況	○ 前年の6月1日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている市内業者及び同法に基づく報告義務はないが、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している市内業者に10点加点する。
⑥ 少子化対策	○ 前年の12月31日現在において、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府市労働局に届出している場合又は、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」（旧「岐阜県子育て支援企業登録制度」を含む。）に登録している場合に10点加点する。

⑦ 地域社会への貢献度													
1 ボランティア活動等への参加	○ 前年の1月1日から12月31日までの間で、各務原市内において道路清掃や河川清掃のボランティアに積極的に参加するなど、企業として定期的に地域社会への貢献度が高い活動を行った市内業者に10点加点する。												
2 災害時応援協力状況	○ 前年の12月31日現在、各務原市地域防災計画に基づく災害時における社会基盤の応急復旧等に関し、各務原市と締結された「災害時における応援協力に関する協定」に参加している市内業者に10点加点する。												
3 消防団協力活動状況	○ 前年の12月31日現在、各務原市内の消防団に所属する消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している市内業者に1名につき1点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。												
⑧ 工事成績	○ 前々年の1月1日から前年12月31日までに各務原市が発注した工事の完成検査に合格した平均工事成績について、以下のとおり点数を加減点する。 71点以上の場合 1点につき6点加点 65点未満の場合 1点につき6点減点 共同企業体の場合は、各該当点数を各構成員に付与する。												
⑨ 入札参加資格停止	○ 前年の1月1日から12月31日までの間を始期とする各務原市の入札参加資格停止措置を受けた場合は、停止期間に応じて以下のとおり減点する。 <table border="1"> <tr> <th>資格停止期間</th><th>減点</th></tr> <tr> <td>1ヶ月以内</td><td>件数×(－10)点</td></tr> <tr> <td>1ヶ月を超え2ヶ月以内</td><td>件数×(－20)点</td></tr> <tr> <td>2ヶ月を超え4ヶ月以内</td><td>件数×(－30)点</td></tr> <tr> <td>4ヶ月を超え6ヶ月以内</td><td>件数×(－40)点</td></tr> <tr> <td>6ヶ月を超える</td><td>件数×(－50)点</td></tr> </table>	資格停止期間	減点	1ヶ月以内	件数×(－10)点	1ヶ月を超え2ヶ月以内	件数×(－20)点	2ヶ月を超え4ヶ月以内	件数×(－30)点	4ヶ月を超え6ヶ月以内	件数×(－40)点	6ヶ月を超える	件数×(－50)点
資格停止期間	減点												
1ヶ月以内	件数×(－10)点												
1ヶ月を超え2ヶ月以内	件数×(－20)点												
2ヶ月を超え4ヶ月以内	件数×(－30)点												
4ヶ月を超え6ヶ月以内	件数×(－40)点												
6ヶ月を超える	件数×(－50)点												

⑩ 市内在住の若年労働者及び女性技術者の雇用状況	○ 前年の１２月３１日現在、４０歳未満、又は女性で、市内在住の技術職員である常勤の役員又は正規雇用している従業員が在籍している場合、１名につき５点の加点とする。なお、市内在住の女性従業員（年齢に関係なく、事務職も可）を正規雇用している場合は、１名につき２点の加点とする。ただし、上限を１５点とする。 ※技術職員とは、施工図作成、現場管理等、工事の実務に従事する職員を指す ※複数該当する場合には１名につき５点を限度とする ※正規雇用している従業員には、個人事業主の親族で他の正規雇用されている従業員と同様に業務に従事している者も含む
---------------------------------	--